

平成24年度 市民ガイドブック

目次

御所市概要	1
施設利用案内	2
行政組織図	3
各種相談	4
災害・緊急	5
届け出・証明	7
保険・年金	10
健康・保健	14
福祉	17
生活環境	21
教育	24
税金	25
くらし	27
公共施設等一覧	29

御所市

新しく御所市に転入されたみなさん

ようこそ

「自然と笑顔があふれる 誇れるまち」 御所市へ

奈良県の北西部に位置する御所市は、奈良盆地の南西端に位置し、面積は 60.58k m²、現在の人口は 29,582 人（平成 24 年 4 月末）です。

昭和 33 年 3 月 31 日、御所町・大正村・葛上村・葛村が合併して御所市が誕生しました。

市域の西部には金剛葛城の山々がそびえ、大阪府と接しています、また、南部・東南部にはなだらかな丘陵がつづいています。一方、北部・北東部方向は、大和平野へとつづく平地がつづいています。

鉄道は、近鉄御所線の終点駅となる近鉄御所駅、JR 和歌山線御所駅をはじめとして、近鉄が 3 駅、JR が 4 駅を数えます。

道路は、国道 24 号が南北に、国道 309 号が東西に走り、それぞれ県内の近隣都市や大阪府に連絡しています。山麓線と呼ばれる県道を経由すれば南阪奈道路・西名阪自動車道が利用でき、高速道路網に連絡しています。

自動車・鉄道のどちらを利用しても、大阪市中心部まで約 1 時間で到達する大都市近郊の立地です。

「御所市民憲章」

1. 郷土と自然を愛し、花と緑につつまれた美しいまちをつくりましょう。
1. 郷土のあゆみに誇りを持ち、遺跡や文化財を大切にし、新しい文化の創造につとめるまちをつくりましょう。
1. 郷土につくした老人を敬い、未来をになう子どもたちの夢や若い力を伸ばし、希望に燃えるまちをつくりましょう。
1. 互いに親しみ合い、話し合い、支え合える心ゆたかなまちをつくりましょう。
1. 互いの人権を守り、差別をなくし、平和で民主的な明るいまちをつくりましょう。

（昭和 53 年 3 月 4 日制定）

市の花「つつじ」

（昭和 53 年 3 月 4 日選定）

ひとめ百万本と

いわれる葛城山の

つつじは有名です



市の木「くすの木」

（昭和 53 年 3 月 4 日選定）

大地に根を下ろす

雄大な姿は、

御所市の躍進を象徴

しています



施設利用案内

いきいきライフセンター

(健康増進課)

御所市774番地の1
電話 0745(62)3001
FAX 0745(65)2615

執務時間：午前8時30分～午後5時15分
休館日：土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日
【併設】休日応急診療所 診療日：日曜・祝日・年末年始
(6ページに詳細を記載) 電話番号：0745(65)1416

老人福祉センター

御所市大字櫛羅1281番地
電話 0745(62)2441
FAX 0745(62)2441

利用時間：午前9時～午後4時
休館日：月曜日(月曜日が祝日のときは火曜日も休館)
祝日、12月28日～1月4日
利用者の資格・・・市内に居住する満60歳以上の方

介護予防センター

御所市大字戸毛1032番地
電話 0745(67)0964
FAX 0745(67)0964

利用時間：午前8時30分～午後5時15分
休館日：土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日
利用者の資格・・・市内に居住する満60歳以上の方で
介護認定を受けていない方

こども家庭相談センター

御所市大字幸町188番地の2
電話 0745(62)4512
FAX 0745(62)9180

利用時間：午前8時30分～午後5時15分
休館日：土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

産業振興センター

御所市大字元町1番地の1
電話 0745(62)1688
FAX 0745(62)0906

利用時間：午前9時～午後10時
休館日：毎月第1日曜日、12月29日～1月3日
使用申し込み・・・使用前1週間まで受付

アザレアホール

[図書館・文化ホール]

御所市13番地
電話 0745(65)2580
FAX 0745(65)2590
ホームページ <http://www.library.gose.nara.jp/>

アザレアホールは、図書館と文化ホールの複合施設です。

利用時間：午前9時～午後5時(文化ホールのみ午後10時まで)
休館日：月曜日、祝日の翌日、毎月月末予定(図書整理日)
月曜日が祝日と重なる場合は火曜日と水曜日
詳細については、ホームページまたは当館へ

中央公民館

御所市大字元町382番地の1
電話 0745(62)1681
FAX 0745(62)1682

利用時間：午前9時～午後10時
休館日：月曜日、祝日の翌日、12月29日～1月3日
使用申し込み・・・使用前5日まで受付

人権センター

御所市大字柏原235番地
電話 0745(65)2210
FAX 0745(65)2207

執務時間：午前8時30分～午後5時15分
休館日：土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

葛公民館

御所市大字戸毛979番地の1
電話 0745(67)1896
FAX 0745(67)1896

利用時間：午前9時～午後10時
休館日：土曜日・日曜日・祝日の不定日、12月29日～1月3日
使用申し込み・・・使用前5日まで受付

市民運動公園

御所市大字朝町1337番地
電話 0745(66)2052

使用できない日：月曜日、祝日の翌日、整備日、12月29日～1月3日
使用申し込み・・・使用3ヶ月前から受付
お申し込み・お問い合わせは、生涯学習課(電話 62-3001)へ

市民運動場

御所市大字池之内1094番地

使用できない日：12月29日～1月3日

健民運動場

御所市大字櫛羅1964番地

使用申し込み・・・使用1ヶ月前から受付
お申し込み・お問い合わせは、生涯学習課(電話 62-3001)へ

葛城公園

御所市1番地の15

市役所北側にある、「水と緑の空間」として整備された公園です。
お問い合わせは、管財課(電話 62-3001)へ

各種相談

市役所では、下表の各種相談を実施しています。お気軽にご利用ください。
 なお、相談は無料で、秘密は守られます。

種類	日時	場所	問い合わせ先	備考
行政相談	第2火曜日 13時30分～16時	市役所本館第5会議室	市民課	都合により、日時・場所を変更する場合があります。
人権相談	第1・第3木曜日 (1月の第1を除く) 13時～16時	アザレアホール2階	人権教育課	
交通事故相談	第1木曜日 10時～15時	市役所本館第4会議室	市民課	
女性法律相談	偶数月第2週目火曜日 13時30分～16時30分	御所市人権センター	人権教育課	
税務相談	奇数月(3月を除く)の 第2木曜日 13時30分～16時	市役所新館3階会議室	税務課	
教育相談	毎週火・木・金曜日 9時30分～16時30分	葛公民館 (青少年センター)	青少年センター (生涯学習課)	
消費者生活相談	毎週木曜日 10時～16時	消費者相談室	市民課	
心配ごと相談	毎週火曜日 13時～15時	社会福祉協議会	同左	
高齢者生活相談	毎週水曜日 13時～15時	老人福祉センター	同左	
健康相談	詳しくは お問い合わせください	いきいき ライフセンター	健康増進課	

毎月の日程等は、市広報紙「広報ごせ」をご覧ください。あらかじめ「問い合わせ先」にご確認ください。

災害・緊急

防 災 総務課

我が家でできる防災対策

全国的に見ると、台風や地震などにより、毎年多くの人々が被災しています。このような災害に対して日ごろから準備しておく、被害を最小限に防いだり、安全に避難することができます。

日ごろから点検しておくべきこと

- ・家具等の転倒・落下対策をしておきましょう。
- ・瓦のずれや壁などの傷んでいる箇所や危険な箇所の補修をしておきましょう。
- ・非常持出品を備えておきましょう。
(3日分程度の食糧、飲料水、現金、懐中電灯、ラジオ、保険証等)
- ・家族の避難場所を確認しておきましょう。
(自主的に避難する場合は、市役所に連絡してください)
- ・避難する経路を確認しておきましょう。
- ・家族の連絡方法を確認しておきましょう。
(災害用伝言ダイヤルの使い方を確認しておきましょう)

災害用伝言ダイヤル

「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行ってください。詳しくは、NTT西日本の情報(ホームページサイトなど)を参照してください。

また、携帯電話各社の災害用伝言板サービスもあります。利用方法は、各社の情報を参照してください。

市役所では、災害時および災害の恐れのあるときの避難場所として、市内各所に避難所施設および広域避難場所を指定しています。

みなさんも、自分の住む地区の避難場所等の所在地と避難経路の確認をしておくことが大切です。

<指定避難所施設(公共施設)>

地区	避難所施設	所在地
御所・忍海地区	青翔高等学校	525
	(旧)御所東高等学校	南十三 15 - 1
	御所中学校	665 - 1
	御所小学校	610
	御所幼稚園	1 - 9
	いきいきライフセンター	774 - 1
	アザレアホール	13
秋津地区	御所実業高等学校	玉手 300
	秋津小学校	池之内 459 - 3
	秋津幼稚園	室 484 - 1
	(旧)秋津文化センター	室 102・104 - 1
	秋津学童保育所	室 102 - 2

葛地区	(旧)葛中学校	古瀬 341
	葛小学校・葛中学校	樋野 270
	葛公民館	戸毛 979 - 1
	葛学童保育所	戸毛 1035 - 1
	介護予防センター	戸毛 1032
掖上地区	西戸毛集会所	戸毛 909 - 3
	掖上小学校	東寺田 55
	掖上保育所	東寺田 54
大正地区	人権センター	柏原 235
	大正中学校	三室 206 - 1
	大正小学校	櫛羅 2198
	大正幼稚園	櫛羅 2190
	小林保育所	小林 340 - 1
	中央公民館	元町 382 - 1
	(旧)小林ふれあいセンター	小林 330
	こども家庭相談センター	幸町 188 - 2
	(旧)幸町児童館	幸町 189 - 3
	(旧)中央公民館	三室 117
	産業振興センター	元町 1 - 1
老人福祉センター	櫛羅 1281	
吐田郷・葛城地区	葛上中学校	佐田 1
	名柄小学校	名柄 185
	葛城小学校	林 329
	葛城保育所	五百家 75
	(旧)葛城文化センター	栗阪 177
	葛城学童保育所	栗阪 215
	クリーンセンター	栗阪 293

ただし、災害の状況により、一次避難場所として広域避難場所があてられます。

<広域避難場所>

地区	避難場所	所在地
御所・忍海地区	青翔高等学校	525
	(旧)御所東高等学校	南十三 15 - 1
	御所中学校	665 - 1
	御所小学校	610
秋津地区	秋津小学校	池之内 459 - 3
	御所実業高等学校	玉手 300
葛地区	(旧)葛中学校	古瀬 341
	葛小学校・葛中学校	樋野 270
	葛公民館	戸毛 979 - 1
掖上地区	掖上小学校	東寺田 55
大正地区	大正中学校	三室 206 - 1
	大正小学校	櫛羅 2198 - 1
吐田郷地区 葛城地区	名柄小学校	名柄 185
	葛上中学校	佐田 1 - 1
	葛城小学校	林 329
	クリーンセンター	栗阪 293
	(旧)葛城南小学校	鴨神 775
全域	健民運動場	櫛羅 1964
	市民運動公園	朝町 1337
	葛城公園	1-15

消防・救急

幼児・心身障害者・ひとり親家庭等)などを必ず持参してください。

火事・救急・救助は

119

市域の消防および救急は、中和広域消防組合御所消防署が管轄しています。

休日応急診療所 健康増進課

休日応急診療所での診療
市民のみなさんが、休日に急病になられたときのために診療を行っています。

診療日	日曜・祝日 ・年末年始(12月29日～1月3日)
診療科目	内科・小児科
受付時間	9時30分～11時30分 13時～15時30分
場所	御所市774番地の1 御所市いきいきライフセンター内 御所市休日応急診療所
電話番号	0745(65)1416

利用するときの注意点

休日に生じた急病人の応急診療を目的としていますので、重症患者の治療は設備の都合上できません。

また、往診もできません。

受付時間終了まぎわには混雑する場合がありますので、できるだけ早い時間にお越しください。

持参するもの

健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・高齢受給者証・福祉医療の医療費受給資格証(乳

届け出・証明

戸籍届け出 市民課

戸籍は、個人や家族の続柄・氏名・年齢・性別などを記録したもので、公に証明するものです。期間内に届け出をしてください。

種別	届出期間	届ける場所
出生届	生まれた日から 14 日以内	出生地 本籍地 届出人の所在地
婚姻届		夫又は妻の 本籍地 所在地
離婚届 (協議)		当事者の 本籍地 所在地
離婚届 (裁判)	裁判確定、調停成立の日 から 10 日以内	当事者の 本籍地 所在地
転籍届		現在の本籍地 新しい本籍地 届出人の所在地
死亡届	死亡の事実を知った日 から 7 日以内	死亡地 死亡者の本籍地 届出人の所在地

当事者、届出人の印鑑を持参してください

婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知の届出の場合は本人確認書類 と戸籍謄本(全部事項証明) 本籍地が御所の方は不要 を持参してください

転籍届は戸籍謄本(全部事項証明)を添付してください

住民基本台帳 市民課

住民基本台帳は、市民のみなさんの居住関係を明らかにするものです。印鑑登録・国民健康保険・国民年金・入学・選挙など日常生活と密接に結びついています。

種別	届出期間	届出人
転入届	ほかの市町村から御所市に住所を移した日から 14 日以内	本人 又は 同じ世帯の人
転居届	御所市内で住所を移した日から 14 日以内	本人 又は 同じ世帯の人
転出届	ほかの市町村へ住所を移すまでに	本人 又は 同じ世帯の人

届出人の本人確認書類、印鑑を持参してください

親族であっても別世帯の人が届ける場合、委任状が必要です。

外国人登録 市民課

新規登録

日本に入国した外国人の人が 90 日以上在留する場合は、上陸した日から 90 日以内に、また出生その他の事由によって外国人となったときは、その日から 60 日以内に申請してください。

16 歳未満の場合は、同一世帯の 16 歳以上の人が代わって手続きをしてください。

申請に必要なもの

- ・外国人登録申請書 1 通 (窓口にあります)
- ・旅券 (所持者のみ)
- ・写真 2 枚 (16 歳未満の人は不要)

<縦 4.5 cm / 横 3.5 cm、6 ヶ月以内に撮影、
無帽・正面・無背景で鮮明なもの>

登録事項の変更

居住地、在留資格・期間など、登録事項に変更が生じた場合は、14 日以内に外国人登録証明書 (カード) を持参のうえ申請してください。在留資格・期間の変更には旅券の提示も必要です。

外国人の在留手続き (在留期間の更新、在留資格の取得・変更、再入国の許可など) の各種申請は、大阪入国管理局奈良出張所でできます。

《大阪入国管理局奈良出張所》電話 0742(23)6501

外国人登録証明書の確認申請 (カードの切替)

次回確認 (切替) 日から 30 日以内、また 16 歳に達した日から 30 日以内にお越しください。

申請に必要なもの

- ・登録事項確認申請書 1 通 (窓口にあります)
- ・旅券 (所持者のみ)
- ・写真 2 枚 (16 歳未満の人は不要)

<縦 4.5 cm / 横 3.5 cm 6 ヶ月以内に撮影、
無帽・正面・無背景で鮮明なもの>

- ・外国人登録証明書 (カード)

印鑑登録 市民課

印鑑登録は、御所市に住居登録または外国人登録されている人が申請できます。

種別	申請人	必要なもの
新規に 登録	本人	登録しようとする印鑑 本人確認書類 (所持者のみ)
	代理人	登録しようとする印鑑 代理人の認め印

紛失・盗難	本人	登録していた印鑑 本人確認書類（所持者のみ）
	代理人	代理人の認め印
廃止	本人	登録していた印鑑 印鑑登録証カード 本人確認書類（所持者のみ）
	代理人	印鑑登録証カード 代理人の認め印

本人申請の場合で本人確認書類を持参された場合は、即日手続きができます。その他の場合は、原則郵送確認となり、後日の手続きとなります。

本人確認書類とは
運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など、本人の写真付で、官公署が発行した身分証明書
郵送確認の場合

郵便が届きしだい、回答書及び登録印、保険証など、代理人の場合は代理権授与通知書（委任状）及び代理人の保険証などを持参のうえ、申請日から1ヶ月以内に手続きしてください。

登録する印鑑について

登録する印鑑は1人1個に限ります。

住民基本台帳・外国人登録原票に記載されている氏名の全部または一部を表しているものを登録できます。通称名、職業、屋号など氏名以外の事項がある場合は登録できません。

家族、その他誰も登録されてない印鑑に限ります。同一世帯で登録済みの印鑑とよく似たものは登録できません。

印影の大きさが一辺の長さ8mmを超えるもので25mm以内の正方形におさまるものを登録できます。

ゴム印その他の印鑑で変形しやすいものは登録できません。

注意事項

- ・御所市発行の印鑑登録証は御所市でしか使用できません。
- ・死亡届または転出届をして予定日を過ぎますと、印鑑登録は自動的に廃止になります。
- ・印鑑登録証を紛失された場合は、第三者による不正使用を防止するため、すぐに届けてください。

各種証明書 市民課

証明書の発行

種別	必要なもの	手数料 (1通)
戸籍謄本 (全部事項証明) 戸籍抄本 (個人事項証明)	申請者の印鑑 直系親族以外の代理人は、委任状 本人確認書類	450円
除籍謄本・抄本 (原戸籍)	申請者の印鑑 直系親族以外の代理人は、委任状 本人確認書類	750円

戸籍の附票	申請者の印鑑 直系親族以外の代理人は、委任状 本人確認書類	300円
住民票の写し 又は 記載事項証明書	申請者の印鑑 同一世帯以外の代理人は、委任状 本人確認書類	300円
印鑑登録証明書	印鑑登録証カード	300円
外国人登録原票 記載事項証明書	申請者の印鑑 同一世帯の親族以外の代理人は、委任状が必要	300円
身分証明書	申請者の印鑑 直系親族以外の代理人は、委任状 本人確認書類	300円
戸籍届書の 受理証明	申請者の印鑑 本人以外の代理人は、委任状 本人確認書類	350円
自動車臨時 運行許可 (仮ナンバー)	申請者の印鑑 車検証、抹消登録証明、 自動車通関証明、譲渡証明書 など 自賠責保険証	1車両 750円

住民基本台帳カード 市民課

住民基本台帳カードは、ICチップ搭載の高度なセキュリティ機能を備えたICカードを採用しています。

様式として2種類があり、希望される人にどちらか1枚を有料（500円）で交付します。

どちらのカードも有効期間は10年ですが、御所市から他市町村へ転出される場合などには、カードは使えなくなり回収されます。



様式1 写真なし



様式2 写真あり

(身分証明書としても使用できます)

申請の方法

- ・本人が市民課で申請手続きをしてください。

持参するもの

本人確認書類（運転免許証、パスポートなど官公署発行の写真付き免許証、許可証などの有効期限内のもの）

写真1枚（様式2を希望される場合）縦4.5cm / 横3.5cm 6ヶ月以内に撮影、無帽・正面・無背景で、鮮明なもの

住民票、戸籍の謄抄本（全部・個人事項証明）などの請求時や住民異動届の提出時は本人確認書類の提示が必要です！

本人確認書類の例

運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳のなかから1種類

上記のものがない場合、保険証、年金手帳、住民基本台帳カード(写真無)クレジットカード、預金通帳の中から2種類

詳しくは市民課市民係までお問い合わせください。

保険・年金

国民健康保険 保険課

国民健康保険制度とは

国民健康保険（国保）は、助け合いの医療保険制度です。

つまり国保に加入しているみなさんが、国民健康保険税を出し合い、それに国・県・市が補助金を加えて、被保険者（国保加入者）のみなさんが思いがけない病気やケガをした場合の治療費の大部分をそこから支払い、一人ひとりの経済的な負担を軽くし、安心して医療を受けられる目的でつくられた大切な制度です。

御所市の国民健康保険に加入する人（被保険者）

職場の健康保険に加入している人などを除いて、御所市に住んでいる人はみんな「御所市の国保」の加入者となります。

これは必ず加入しなければならない「強制加入」で、国民すべてが何かの医療保険に加入する「国民皆保険」制度です。

国保に入るのはこんな人です

- ・ お店などを経営している自営業の人
- ・ 農業や漁業などを営んでいる人
- ・ 退職して職場の健康保険などをやめた人
- ・ パート・アルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人
- ・ 外国人登録をしていて、1年以上日本に滞在すると認められた外国籍の人

国保では世帯ごとに加入し、世帯主がまとめて加入などの届出を行います。

加入は世帯ごとですが、世帯の一人ひとりがそれぞれ被保険者です。

70歳以上の人

75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上の人

- ・ ・ ・ 後期高齢者医療制度で医療を受けます。

75歳未満の人

・ ・ ・ 75歳になるまでは、国保で医療を受け、保険証とは別に自己負担割合を示す「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。

75歳になったら後期高齢者医療制度で医療を受けます。

<ポイント>

保険税は国保を運営していくための大切な財源で、みなさんが医療機関にかかったときの医療費の支払いにあてられるものです。納付していただかないと、国保の運営が困難になり、お互いの助け合いができなくなります。

納期限から1年を過ぎ未納の場合は、保険証を返還していただき、代わりに資格証明書を交付します。

国保はみなさんの保険税で支えられていますので必ず納期限内に納めてください。

資格証明書・・・被保険者であることを証明するものであり、保険診療は受けられません（医療費は

いったん全額自己負担していただきます）

納付義務者は・・・

保険税の納付義務者（保険税を納めなければならない人）は世帯主です。たとえば、世帯主が勤務先の健康保険に加入していて、国保の被保険者でない場合でも、家族の誰かが国保に加入されていれば世帯主が納付義務者となります。（擬制世帯主といいません。）

ただし、保険税の算定には擬制世帯主の分は含まれません。

国民健康保険の届け出

国保に入るとき	他市区町村から転入	届け出に必要なもの、その他詳しくはお問い合わせください。
	職場の健康保険をやめた	
	職場の健康保険の扶養家族からはずれた	
	生活保護を受けなくなった	
国保をやめるとき	子どもが生まれた	
	他市区町村へ転出	
	職場の健康保険に加入	
	職場の健康保険の扶養家族になった	
その他	生活保護を受けることになった	
	死亡した	
	退職者医療制度に該当した	
	退職者医療制度に該当しなくなった	
	住所・世帯主・氏名の変更	
	修学のため、子どもが他の市区町村に住所を定め、保険証が必要	
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなった	

異動があったときには届け出が必要です（世帯主が14日以内に）

届け出が遅れると

・ 国保に加入しなければならないのに届け出が遅れると、保険証がないためにその間の医療費は全額自己負担となり、さらに保険税をさかのぼって（最長3年間）納めなければならなくなります。

・ 国保の資格がなくなったのに届け出が遅れると、うっかり国保の保険証を使って受診してしまうことがあります。このようなときは、国保で負担した医療費をあとで返していただくことになります。

退職医療制度

対象者は65歳未満の国民健康保険加入者で厚生年金、共済組合などから年金を受給しており、かつ、在職中の年金加入期間が20年以上か、40歳以後の加入期間が10年以上ある人と扶養家族です。

（65歳になった時点で一般の国民健康保険に戻ります。）

国民健康保険の給付 保険課

療養の給付

病気やケガで病院（医療機関）にその医療費の一部（一部負担金）を支払うだけで、診療を受けることができます。残りの費用は国保から支払われます。

医療費の被保険者自己負担額は次のようになります。

一般被保険者	3割	
退職被保険者	本人	3割
	被扶養者	3割
小学校就学前の児童	2割	
70歳以上の人	1割 (平成25年4月からは2割) *ただし、現役世代の平均以上の所得のある人(一定以上所得者)は3割	

その他の給付

入院時の食事代	入院時の居住費	
高額療養費	療養費	
出産育児一時金	移送費	葬祭費

交通事故で診察を受けたとき

交通事故など第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が負担しますので、国保は使えません。ただし、被害者の意思により、国保による診療を受けることができます。この場合は、被害者が、届け出をしなければなりません。

届け出に必要なもの

第三者の行為による被害届
交通事故証明書
国民健康保険証
印鑑

ただし、次のような場合は、国保による診療は受けられません。

- ・けんかや泥酔等による傷病
- ・故意による傷病

後期高齢者医療制度 保険課

後期高齢者医療制度は75歳以上(一定の障害のある65歳から74歳の人で広域連合の認定を受けた人)の高齢者を対象とする医療保険制度です。

医療保険制度の運営は、県内すべての市町村が加入する[奈良県後期高齢者医療広域連合]が運営の主体となります。

市は保険料の徴収、各種申請や届出の受付などの窓口業務を行います。

被保険者は、一人ひとりが負担能力に応じて公平に負担し、原則として年金から天引きされます。

ただし、以下の場合には普通徴収となります。

御所市に転入されてから、年金保険者の受給確認ができるまでの期間。

年金受給金額(年額)18万未満。

介護保険料額と合わせた後期高齢者医療保険料額が年金額の2分の1を超える場合。

納期について

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

「普通徴収」とは、納入通知書の保険料額を、取扱い金融機関にて納めることです。

「特別徴収」とは、受給されている年金から保険料額が天引きになることです。

医療の給付は今までの老人保健制度と基本的に同じです。

後期高齢者医療制度で医療を受ける人は、75歳の誕生日からです。

一定の障害のある65歳から74歳の人には広域連合の認定を受けた日からです。

糖尿病等の生活習慣病を早期発見し治療するために、健康診査を実施します。なお、生活習慣病で医療機関に受診されている人は、健康診査の対象から除かれます。

福祉医療制度 保険課

福祉医療制度とは

次の福祉医療費助成制度に該当する人は、健康の保持及び福祉の増進を目的として、医療費の一部が助成されます。

一部負担金

1 医療機関につき

通院...月 500円

入院...月 1000円

(ただし2週間未満は月500円)

子ども医療

対象：0歳～就学前...通院・入院

小学生 ...入院のみ

所得制限：所得制限なし

心身障害者医療

対象：加入している保険が国保・社会保険等(後期高齢者医療保険以外)で、身体

障害者手帳 1・2 級又は療育手帳 A1・A2
を持つ人
所得制限：老齢福祉年金の所得制限
ひとり親家庭等医療
対 象：母子家庭の母及び児童
父子家庭の父及び児童・・・平成 23
年 8 月より実施
父母のいない児童
(いずれも児童が 18 歳に達した後の
3 月 31 日まで。
ただし、4 月 1 日生まれの方は 18 歳の
誕生日の前日まで)
所得制限：児童扶養手当法施行令の所得制限
重度心身障害老人等医療
対 象：加入している保険が後期高齢者医療保
険で身体障害者手帳 1・2 級又は療育手帳
A1・A2 を持つ人
所得制限：老齢福祉年金の所得制限

国民年金制度 市民課

国民年金の加入者

日本国内に居住する 20 歳以上 60 歳未満の人は、
原則として、すべての人が国民年金に加入しなけれ
ばなりません。

加入者は、次の 3 つに分けられます。

第 1 号被保険者

学生、自営業者、フリーターなど

第 2 号被保険者

厚生年金の被保険者、共済組合の組合員または加
入者

第 3 号被保険者

第 2 号被保険者の被扶養配偶者（健康保険証で扶
養認定されている必要があります。）

<任意加入被保険者>

年金受給額を増やすなどの目的で、国民年金に加
入を強制されない人（60 歳以上である場合や、海外
に居住する場合など）が希望により 65 歳まで加入で
きます。

ただし、65 歳以上の人は年金の受給資格を取得す
る目的に限り、生年月日による加入制限はありますが、
受給資格を取得するまで（最大で 70 歳の前日まで）
加入できます。

国民年金保険料

保険料の額

保険料額は、年齢・所得等に関係なく定額となっ
ています。

平成 24 年度の保険料額は月額 14,980 円です。

また、第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む）
は、希望により付加保険料（月額 400 円）を納める
ことができます。

ただし、国民年金基金加入者は付加保険料を納付
できません。国民年金基金については直接、下記ま

でお問い合わせください。

《奈良県国民年金基金》電話 0120(65)4192

保険料の納付方法や前納割引制度

納付方法は主に、口座振替や納付書による現金納
付があります。

また、前納割引制度がありますが、納付方法によ
り割引額が異なるため、詳しくは保険料にかかる事
務を行う大和高田年金事務所までお問い合わせくだ
さい。

《大和高田年金事務所国民年金課》電話 0745(22)
3531

保険料免除等制度

第 1 号被保険者は保険料の納付を求められますが、
納付が困難な場合には免除制度や納付特例制度があ
ります。

免除には、生活扶助を受けている場合や、2 級以
上の障害基礎年金等を受給している場合等に手続き
できる法定免除（届出が必要）と、経済的な理由等
で保険料の納付が困難な場合手続きできる申請免除
や若年者納付特例があります。

ただし、学生については学生納付特例手続きのみ
が可能となります。

上記の申請免除・若年者納付特例・学生納付特例
は、日本年金機構の審査により承認の可否が決定さ
れますので、申請されても認められない場合があります。

年金の請求

老齢基礎年金の請求手続き

国民年金の保険料の納付月数と免除月数だけで老
齢基礎年金の受給資格期間が満たされており、かつ
国民年金以外の公的年金制度への加入がない人に限
り、市役所で年金請求することができます。

老齢基礎年金等を受給する資格について

国民年金保険料の納付月数や免除月数、厚生年
金・共済期間等の受給資格の対象となる月数が合算
して 300 月以上ある人が原則として 65 歳から受給で
きます。

ただし、希望により、60 歳から繰り上げて請求す
ることや、66 歳以降に繰下げて請求することも可能
です。（繰り上げ、繰り下げともメリット・デメリット
があります。）

その他の年金給付について

重い障害が残った場合、18 歳未満の子のある人が
亡くなられた場合、老齢基礎年金を受ける資格があ
る夫が年金を請求するまでに亡くなられた場合など
に年金給付があります。

ただし、一定の条件が満たされていないと、手続
きできません。

また、年金を受けておられる人が亡くなられた時、
その年金の種類にもよりますが、未払い分の年金請
求等を市役所で手続きできる場合があります。

国民年金被保険者の届出について

次のような時は手続きが必要です。（但し、第 2
号・第 3 号被保険者に該当する人を除く）

- ・20歳に到達した時
- ・外国に住所のあった人が国内に住所を定めた時
- ・任意加入をする（取り止める）時
- ・厚生年金（共済年金）のある会社を退職した時
- ・第3号被保険者であったが、配偶者が退職した時
や、配偶者の社会保険等の扶養から外れた時
- ・厚生年金（共済年金）に加入した時
- ・住所や氏名が変わった時
- ・亡くなられた時
- ・付加保険料の納付をする（取り止める）時
- ・法定免除に該当した（該当しなくなった）時
- ・年金手帳の再交付が必要となった時 など

特別障害給付金

国民年金制度では、昭和61年3月以前の厚生年金（共済年金）加入者の配偶者や平成3年3月以前の学生などは任意加入と位置付けられ、その未加入時に初診日がある場合、障害基礎年金は支給されません。

ただ、年金ではなく、福祉的措置として、上記事例に対する給付金制度が平成17年4月に創設施行されました。

手続きには、障害の等級や障害の初診日にかかる条件等が求められますので、まずはご相談ください。

健康・保健

健(検)診・健康相談ほか

健康増進課

各種検診等

集団がん検診	胃がん・肺がん、結核・子宮がん・乳がん・大腸がん 検診車による集団検診
個別がん検診	胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がん 検診 市内指定医療機関での個別検診
健康診査	健診実施期間内に生活保護受給者で満40歳以上になる人、市内指定医療機関での個別検診
肝炎ウイルス検査	検診実施期間内に満40歳以上になる人、以前に肝炎ウイルス検査を実施していない人
骨密度検診 歯周疾患検診	満40歳以上、予約制 (希望により20歳以上可能)
健康相談・その他	いきいきサロン、健康手帳の交付、からだすっきり健康相談、禁煙相談など

健康教室・講座ほか

健康増進課

健康教室・講座の実施

生活習慣病予防教室や各種健康教室・講座を年間を通じて実施しています。

その他

健康づくり推進員養成講座を開催し、地域における健康づくりの担い手づくりに努めています。

また、健康づくり推進員OB会活動や生活習慣病予防教室のOB会活動など、ボランティアグループの育成・支援を行ったり、小学校全校にて防煙教室も実施してます。

予防接種

健康増進課

予防接種がお済みでない場合は、母子手帳を持参の上、いきいきライフセンターまでお越しください。

予防接種

行事	対象	接種方法	場所	
乳幼児		生後3か月～6か月未満児〔個人通知なし〕	接種	いきいきライフセンター
	種 ワクチン	生後3か月～7歳6か月未満児〔個人通知なし〕		
	リ	生後3か月～7歳6か月未満児〔個人通知なし〕		
	・ ()	第1期 1歳～2歳未満児〔個人通知なし〕 第2期 幼稚園・保育所の年長児〔個人通知なし〕		
小学生	日	第1期 3歳～7歳6か月未満児〔個人通知なし〕 第2期 9歳～13歳未満児〔個人通知なし〕 特例措置 平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれで第1・2期が終了していない人	個別接種	市内医療機関(予)
	種 ワクチン	11歳～13歳未満〔小学校6年生に4月に個人通知〕		
	・ ()	第3期 中学1年生〔4月に個人通知〕 第4期 高校3年生に相当する年齢の人〔4月に個人通知〕		
成人	高齢者インフルエンザ	10月1日頃より実施予定。		
任意接種	ワクチン	2か月～5歳未満		
	小児 ワクチン	2か月～5歳未満		
	子宮頸がん ワクチン	中学1年生～高校1年生		

母子関係

健康増進課

乳幼児健康診査・各種教室等

4か月児健康診査	個人通知あり
7か月・10か月児乳児相談	該当月に受診
1歳6か月児健康診査	個人通知あり
2歳児歯科健康診査	個人通知あり
3歳6か月児健康診査	個人通知あり
すくすく相談	予約制

のびのび教室	予約制
新生児・こんには赤ちゃん事業訪問	4か月までの乳児全戸訪問
子育てサロン	希望者は自由に参加

母子手帳交付・妊婦健康診査補助について
印鑑を持参の上、いきいきライフセンターへお越しください。

転入前の妊婦健康診査補助券は使用できません。転入後も妊婦健診を受診される人は、お手持ちの補助券、印鑑、母子手帳を持参の上、いきいきライフセンターへお越しください。

詳しくは、別添の「健康増進課健康推進係行事予定表」をご覧ください。

特定健診・特定保健指導

保険課

ねらい・対象者

ねらい	生活習慣病の根源となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とその予備群の人を早期に発見するための健診です。 また、みなさまからお預かりした大切な医療費（保険税）を節約していきます。
健診等受診対象者	御所市国民健康保険にご加入の人（4月1日～翌年3月末の年度内に、下記の年齢に到達される人）
健診を受診できない人	御所市国民健康保険に加入していない人。または国民健康保険から他の保険に加入された時点から、受診ができません（加入先の健康保険で受診してください） 妊産婦 病院等に6か月以上継続して入院している人等 人間ドックの受診を希望される人は「特定健診」と重ねて受診ができません。

健診等の流れ

個別健診	年齢	40歳～74歳
	実施時期	12月31日まで 県内の特定健診実施医療機関にて受診 市外の実施機関は、保険課にお問合せください（市ホームページにも掲載）
	申し込み	特定健診実施医療機関に申込み
集団健診	年齢	30歳～74歳
	実施時期	市「広報」にてお知らせします
	申し込み	保険課に申込み

受診方法	保険証と特定健康診査受診券（40歳～）を受付に必ずご提示ください
健診料	自己負担額 1,000円
保健指導	特定健診の結果から特定保健指導対象者を決定

特定健診の検査項目

基本的な健診の項目

質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲（内臓脂肪面積））、理学的検査（身体診察） 血圧測定、血液化学検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）、肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP））、血糖検査（空腹時血糖、HbA1c検査） 尿検査（尿糖、尿蛋白） 血清クレアチニン、血清尿酸、随時血糖等
詳細な健診の項目（医師が必要と判断したものを選択）

心電図検査、眼底検査、貧血検査（赤血球数、血色素量〔ヘモグロビン値〕、ヘマトクリット値）

特定保健指導

特定健診の結果からメタボリックシンドロームまたは予備群と判定された人は、放っておくと生活習慣病が進行していく可能性があります。健診の判定の段階に合わせて、生活習慣改善にむけて保健指導を1～数回を受けていただきます。

長寿医療（後期高齢者医療）

健康診査

保険課

目的・対象者

	長寿医療（後期高齢者医療）
目的	糖尿病などの生活習慣病を早期発見し、必要に応じて治療を受けていただくために実施します。
健診等受診対象者	長寿医療（後期高齢者医療）被保険者（75歳以上の人及び65歳以上で一定の障害をお持ちの人）

健診等の流れ

個別健診	年齢	75歳以上（65歳以上で一定の障害をお持ちの人）
	実施時期	6月1日～12月31日まで 県内の特定健診実施医療機関にて受診 医療機関は、国保の特定健診実施機関と同じ
	申し込み	健康診査実施医療機関に申込み

受診方法	「保険証」と「(健康診査)受診券」と「健康診査質問表」(事前に記入)を、健診機関の受付に必ずご提示ください
健診料	自己負担額 500 円
保健指導	健康相談・健康教育を実施 (希望者は、健康増進課までお問い合わせください)

後期高齢者の健康診査の内容

基本的な健診の項目

質問項目、身体計測(身長、体重、BMI)、理学的検査(身体診察)、血圧測定、血液化学検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)、肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、-GT(-GTP))、血糖検査(空腹時血糖、HbA1c検査)、尿検査(尿糖、尿蛋白)、血清クレアチニン、血清尿酸、随時血糖等

詳細な健診の項目(医師が必要と判断したものを選択)

心電図検査、眼底検査、貧血検査(赤血球数、色素量〔ヘモグロビン値〕、ヘマトクリット値)

福 祉

介護保険制度 健康増進課・保険課

介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって保険料を納めていただき、介護が必要となったときに介護サービスを利用できる制度です。

御所市にお住まいの40歳以上のみなさんは、介護保険の加入者（被保険者）です。年齢によって、加入の仕方は2種類に分かれ、介護サービスを利用できる条件も異なります。

65歳以上の人・・・「第1号被保険者」

40歳～64歳の人・・・「第2号被保険者」

介護保険を利用できる人

「第1号」の場合は、介護が必要であると認定された人（介護が必要になった原因は問われません）

「第2号」の場合は、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護が必要であると認定された人（交通事故などが原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象になりません）

特定疾病とは

- ・関節リウマチ
 - ・骨折を伴う骨粗しょう症
 - ・初老期における認知症
 - ・脳血管疾患
 - ・パーキンソン病関連疾患
- など16疾病が定められています。

介護保険の保険料

介護保険は、40歳以上の人がある納める保険料と公費を財源に運営しています。保険料は介護保険を支える大切な財源です。

サービスに必要な財源の半分は、みなさんが納める保険料でまかなわれています。もし保険料が納められないと財源が不足し、運営がむずかしくなります。

介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

保険者である御所市が基準額を決定し、低所得の人に過重な負担とならないように、所得や課税状況に応じて保険料が決められ、9段階に分かれています。

40歳～64歳の人（第2号被保険者）の保険料

40歳～64歳の人々の保険料の額は、加入している医療保険によって決め方、納め方が異なります。

「国民健康保険の人」

国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

「職場の健康保険の人」

健康保険組合、共済組合など加入している医療保

険の算定方法に基づいて決められます。

65歳以上の人（第1号被保険者）の納期について被保険者は、原則として年金から天引きされます。ただし、以下の場合には普通徴収となります。

御所市に転入されてから、年金保険者の受給確認ができるまでの期間。

年金受給金額（年額）18万未満。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

「普通徴収」とは、納入通知書の保険料額を、取扱い金融機関にて納めることです。

「特別徴収」とは、受給されている年金から保険料額が天引きになることです。

介護サービス利用・手続きの流れ

申請から利用まで

申請する・・・サービスの利用を希望する人は申請が必要です。居宅介護支援事業者などに代行してもらうこともできます。

要介護認定がされます・・・訪問調査（市の担当職員）結果と医師の意見書（主治医）をもとに、「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い（＝要介護状態区分。要支援1・2、要介護1～5）が判定されます。

認定結果の通知・・・原則として申請から30日以内に、市役所から認定結果通知と結果が記載された保険証が届きます。

介護サービス計画を作成する・・・要支援1・2の人は、地域包括支援センターに連絡します。要介護1～5の人は、居宅介護支援事業者を選択し、居宅サービス計画の作成を依頼します。市へ「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出します。どのようなサービスをどのくらい利用するのかという介護サービス計画（ケアプラン）を居宅介護支援事業者に依頼します。サービス内容が決まったら、事業者や施設と利用の契約をします。

サービスを利用する・・・サービス事業者に保険証を提示して、介護サービス計画に基づいたサービスを利用します。サービスの利用者は、原則として費用の1割です。サービスを利用した時には、利用状況がわかるように事業者がサービス利用票に記録をします。

高齢者福祉 健康増進課

在宅福祉サービス事業

日常生活に困難をきたしている高齢者等への支援を図るため、各種在宅福祉サービスを実施しています。

- ・軽度生活援助事業
- ・緊急通報装置貸与事業

地域支援事業

要支援・要介護になるおそれのある高齢者に介護予防事業を提供したり、高齢者が地域で生活を継続するため、さまざまなサービスを利用できる事業です。

- ・「食」の自立支援事業
- ・生活管理指導短期宿泊事業
- ・紙おむつの支給事業
- ・生きがいと健康づくり事業
- ・成年後見制度支援事業
- ・転倒骨折予防事業

敬老事業

長年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝うことを目的として敬老事業を実施しています。

- ・長寿者慰問事業
- ・米寿者のお祝い

いずれの事業も、利用に際して要件等がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

児童福祉 児童課

子ども手当等

子ども手当・・・市内に在住している中学校修了前の児童を養育している人に支給されます。

(公務員は職場で支給)

<手当額>

月額 13,000 円

児童扶養手当

父(母)のいない児童または父(母)が重度の身体障害者の場合、18歳に達する日以降最初の3月31日まで(心身に一定の障害がある場合は20歳まで)の児童を監護している母(父)または母(父)に代わってその児童を養育している人に支給されます。ただし、公的年金受給者(老齢福祉年金を除く)は該当しません。

所得制限があります。

特別児童扶養手当

20歳未満の身体または精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。ただし、公的年金受給者は該当しません。

所得制限があります。

保育・教育

保育所・・・30ページに一覧を掲載

保護者等が労働・疾病などで児童の保育ができない場合、保育所へ入所できます。

一時保育

保護者の労働や傷病・入院・看護・介護のため保育が緊急・断続・一時的に困難となった場合、児童を保育所で預かります。

【事業実施保育所】第一葛城学園・御所幼稚園・秋津幼稚園

【対象児童】各園・所で確認してください。

第一葛城学園 [電話 0745(63)0338]

御所幼稚園 [電話 0745(62)2322]

秋津幼稚園 [電話 0745(62)4331]

保育所園庭開放

就学前の児童を対象に、遊びを通して健全な心身の育成を図り、参加者間での情報交換、ならびに相談、助言といった子育て支援を行っています。

【場所】各保育所

【日時】開催日は各園・所で確認してください。

市立幼稚園への入園

入園できるのは、2年保育の場合は4歳児、1年保育の場合は5歳児です。入園願書の受け付けなどについては、市広報紙「広報ごせ」でお知らせします。

子育て支援

地域子育て支援センター

核家族の進行・出生率の低下などに対応して、子育てに対する身体的・心理的負担軽減のため、専任の指導者による子育て相談を行っています。

【相談内容】電話・面談相談・育児情報提供

【場所】恵愛保育所 [電話 0745(66)0022]

【日時】随時

【費用】無料

放課後児童健全育成

保護者等の労働や疾病等の理由により、昼間、保護者のいない家庭の児童(おおむね小学校1年生から3年生を対象)に授業の終了後、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

名称(場所)	所在地	定員
大正学童保育所	櫛羅 2198	70
掖上学童保育所	柏原 235	40
葛学童保育所	戸毛 1035-1	30
葛城学童保育所	栗阪 215	30
秋津学童保育所	室 102-2・104-2	30
御所学童保育所	35	40

家庭児童相談

【相談事項】家庭における児童養育の技術に関する

こと。児童に係る家庭の人間関係に関すること。

【場 所】御所学童保育所内家庭相談室
[電話 0745 (62) 4512]

【5月1日から】御所市幸町 188-2(旧幸町隣保館跡)
こども家庭相談センター

【日 時】月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

【費 用】無 料

母子・寡婦生活相談
母子・寡婦の生活相談や子どもの養育など、母子・寡婦家庭のあらゆる相談に母子相談員が応じます。

【場 所】御所学童保育所内家庭相談室
[電話 0745 (62) 4512]

【5月1日から】御所市幸町 188-2(旧幸町隣保館跡)
こども家庭相談センター

【日 時】月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

【費 用】無 料

虐待等防止ネットワーク
児童相談所や保健所、医療機関や家庭裁判所などの各機関の中でのチームワークによる取り組みや、地域の関係機関の連携による被虐待児の事例検討会や研修会、講演会、電話相談など、組織的・継続的な活動をすすめています。

虐待等防止ネットワークは、児童の他、配偶者からの暴力(DV)及び高齢者・障害者に対する虐待等にも迅速かつ適切に対処するため設置されたものです。

障害者福祉 福祉課

心身に障害のある人は、障害の認定を受けることにより、身体障害者・児には「身体障害者手帳」、知的障害者・児には「療育手帳」、精神障害者・児には「精神障害者保健福祉手帳」が交付され、福祉サービスを利用することができます。

手帳の交付を受けるには

1. 身体障害者手帳

視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由(上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害)、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、小腸、直腸・ぼうこう、肝臓、免疫機能障害)の障害の種類があり、おおむね1級～6級に区分されます。

申請される人は、事前に福祉課で指定医の確認を受け、所定の診断書を受け取ります。

指定医が作成した診断書と顔写真(縦4cm×横3cm)1枚と印鑑を持参し、申請します。

2. 療育手帳

知的障害とは、概ね20歳までの発達遅滞による障害をいい、専門機関において知能の発達、社会性・日常生活動作などを年齢に応じて総合的に判定し、障害はA(重度)・B(中軽度)に区分されます。

18歳未満の人

高田子ども家庭相談センター[電話 0745(22)6079]に相談のうえ、判定を受けます。

判定後、顔写真(縦4cm×横3cm)1枚と印鑑を持参し、申請します。

18歳以上の人

事前に福祉課で相談します。

面談により本人の生育歴等を聞き取りした後、奈良県知的障害者更生相談所での判定日の予約をします。

奈良県知的障害者更生相談所で判定を受けます。

判定後、顔写真(縦4cm×横3cm)1枚と印鑑を持参し、申請します。

3. 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患(統合失調症、痴呆等)による長期的な障害が原因で、日常生活または社会生活に支障がある人に対して、1級～3級の手帳が交付されます。精神科主治医に規定(福祉課にあります)の診断書を作成していただき、申請書とともに提出していただきます。

(申請書・診断書は、福祉課にあります。)

4. その他

既に手帳をお持ちの人で、住所変更により手帳の記載内容に変更があるときは、手帳と印鑑を持参し、住所変更の申請をしてください。

氏名変更や手帳の紛失、破損の場合には、再度、手帳の申請をしてください。

その他の福祉 福祉課

生活保護

病気などで生活に困ったとき、ほかに活用できる制度や資産・能力・援助がない場合は、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的として、国で決められた基準にもとづいて、生活費や医療費などの援助を受けることができます。手続きは、本人のほか同居の家族または扶養義務者が地区の民生委員に相談し、申請してください。

民生・児童委員、主任児童委員

みなさんがお住まいの地域では、民生・児童委員、主任児童委員が地域福祉の担い手として、住民の立場で活動しています。

地域や住民の問題を関係行政などにつなげるだけにとどまらず、人々が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、支援を行っています。

「老人福祉」「障害者福祉」「児童福祉」「母子寡婦福祉」などの社会福祉や日常生活に関する相談や問い合わせがあれば、地域の民生・児童委員にお気軽にご連絡ください。

また、主任児童委員は、地域の「児童福祉」に関する事項を専門的に担当する児童委員としてご活躍していただきます。

旧軍人などやその遺族が受けている恩給や援護法による年金などは、国の事務となっています。市役

所でも一部の関連した業務を行っていますので、福祉課にお問い合わせください。

恩給の種類（恩給法）

1. 普通恩給・一時恩給・一時金
2. 増加恩給
3. 傷病恩給
4. 扶助料

援護の種類（戦傷病者戦没者遺族等援護法）

1. 障害年金と障害一時金
2. 遺族年金と遺族給与金
3. 弔慰金

社会福祉協議会

所在地 御所市 760 - 3

電話 0745 (63) 2457

FAX 0745 (63) 2480

社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図る」ことを目的とした民間の団体です。

だれもが、安心して生きがいをもった生活ができるために地域福祉の向上に努めています。

善意銀行

善意の人たちによる金銭の預託を受け、いろいろな福祉事業に活用しています。個人・団体にかかわらず預託できます。

心配ごと相談所

日常生活のあらゆる心配ごとについて、相談に応じ適切な相談助言を行っています。

（毎週火曜日 13時～15時）

ふれあい教室

療育児童の言葉や発達を伸ばすための教室です。

（毎月第1・3土曜日開催）

生活福祉資金の貸付事務

低所得者・高齢者などに対して総合支援賞金、福祉資金、教育支援資金などの貸付けを行っています。必要なときは民生委員にご相談ください。

車いすの貸し出し

市内に居住し、在宅で車いすを必要とする人を対象に、2～3日を限度として無料で貸し出します。

ホームヘルプサービス事業

高齢者、障害者の在宅での日常生活支援を目的として、ホームヘルパーを必要な家庭に派遣し家事援助や身体介護などのサービスを提供しています。

赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金

毎年10月1日から年末にかけて「共同募金」・「歳末たすけあい募金」運動を実施しています。お寄せいただいた寄付金は地域福祉充実のために役立てられています。

地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分な在宅高齢者や在宅障害者に福祉サービスの利用手続きや金銭管理の援助を行っています。

ボランティアセンター

地域住民の生活に密着した福祉活動の推進とふれあいのある街づくりのため、地域ボランティア活動

の推進を行っています。

障害者相談支援事業

障害者が自立した日常・社会生活を営むことができるように相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

軽度生活支援事業

介護保険を利用されてなく単身や高齢者世帯で援助が必要とする方に、食材の買い物の支援を行います。

市民なごやかサロン


市民のみなさんが気軽に集まれる場所で、レクリエーション等で楽しい時間を過ごせます。

（毎週火曜日・木曜日の午後）

生活環境

ごみの収集 環境政策課

ごみの種類と正しい出し方（分別収集）に従い、決められた日の決められた場所へ出してください。（決して前日には出さないでください。）

分別	主なもの	区分
燃えるごみ （可燃物）	台所ごみ（料理くず、残飯、茶かす、その他） 紙くず類（ちり紙、油紙、紙コップ、その他） ビニール、プラ類（30cm以下のもの） 金属・ガラスなど不燃物は絶対に入れないでください。 <u>指定ごみ袋による有料制を実施しています。</u>	燃えるごみの日
燃えないごみ （不燃物）	陶器類・ガラス類（食器、植木鉢、鏡、化粧品用ビン）	不燃粗大ごみの日
資源ごみ	ビン類（飲料用・調味料用） 中身を残さず透明、茶色、その他の3色に分けてください。 紙類（新聞、雑誌、ダンボール、本、その他） ペットボトル（  マークのついた飲料用、酒類用、しょうゆ用） カン類（飲料、菓子缶、スプレー缶） 中身を残さずアルミとスチールに分けてください。 金属類（なべ、やかん、ポット、小型家電品、カメラ、一輪車、三輪車、マシン、ストーブ、ガステーブル、その他）	
大型ごみ	タンス、イス、ベッド、木机、ふとん、くつ、ゴムホース、たてす、ソファ、発泡スチロール、おもちゃ、ポリ容器、布類（衣類、靴下ほか）、その他 30cm以上ある可燃性のもの	
有害ごみ	乾電池、ボタン電池、蛍光灯、体温計	

指定ごみ袋

ごみの減量化・公平なごみ処理費用の負担等を目的に、家庭より排出されるごみ（燃えるごみ）の収集を有料制とします。排出にあたっては、必ず「御所市指定ごみ袋」を使用してください。指定ごみ袋以外では収集しません。

	種類	容量	料金
御所市指定ごみ袋の料金	大	45 <small>リットル</small>	450円 （10枚入り1枚45円）
	中	30 <small>リットル</small>	300円 （10枚入り1枚30円）
	小	20 <small>リットル</small>	200円 （10枚入り1枚20円）

指定ごみ袋は、「御所市指定ごみ袋」取扱店表示のある小売店等で購入できます。

市で収集できないごみ

区分	主なもの	処理方法
爆発性、引火性のあるもの	プロパンガスなどのガスボンベ類、ガソリン、灯油、シンナー、ペンキ缶類等	販売店等へ依頼
危険性のあるもの	農薬、殺虫剤などの薬品類、消火器等	販売店等へ依頼
処理が困難なもの	タイヤ、スプリング入りベッド、ブロック、レンガ、灰、土砂、建築廃材、浴槽、農機具類、単車、自動車部品、バッテリー、電動車椅子、太陽熱温水器、電気温水器、耐火金庫、ピアノ類、ドラム缶等	販売店、処理業者等へ依頼
事業系のごみ	会社、食堂、商店、事業所等から出るごみ	自らクリーンセンターへ持ち込む（許可が必要です）か、収集運搬許可業者、販売店等へ依頼
家庭から出る一時多量ごみ	引越し時のごみ、草、庭木の剪定ごみ	自らクリーンセンターへ持ち込むか、処理業者、販売店等へ依頼 一時多量ごみを自己搬入する場合は、クリーンセンターへお問い合わせのうえ、搬入
特定家庭廃棄物	テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機	郵便局でリサイクル料金を支払って、自ら指定引取場所又はクリーンセンターへ持ち込むか、販売店等へ依頼

家庭系パソコン	デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ等	メーカー等に依頼
二輪車 (50CC原付バイク含む)	50CC原付バイク、二輪車(単車)	販売店等へ依頼

事業系のごみ・家庭の一時多量ごみをクリーンセンターへ持ち込む場合、ごみの重量に応じ、以下の料金(処理手数料)が必要となります。

種別		料金
家庭系一般廃棄物		100円/10kg
事業系一般廃棄物	1回の搬入量が300kg未満	100円/10kg
	1回の搬入量が300kg以上	150円/10kg

搬入時間 土・日曜日、祝日の水曜日を除く、午前8時30分～12時

なお、年末年始は変更となる場合があります。

飼犬や飼猫が死んだ場合は、ダンボール等のケース(サイズ制限:30cm角まで)に入れて持ち込んでください。

(1匹につき1,000円の処理手数料が必要です。)

ごみの減量・再資源化のため、助成金・補助金制度を実施しています。

ごみの減量と資源の再利用を図るため、自治会・子供会・PTA等が行う資源ごみの集団回収に対し、助成金を交付しています。

【助成金対象品目】新聞、雑誌、ダンボール、古布、牛乳パック

【助成金額】1kgあたり3円

家庭内で生ごみの減量が図れるように、生ごみ処理容器等を設置する人に対し、補助金を交付します。

【補助金対象品目】電気式生ごみ処理機、生ごみ処理容器(コンポスト、EMボカシ)

【補助金額】購入金額の1/3。ただし、電気式生ごみ処理機については、15,000円、生ごみ処理容器については2,000円が限度です。

し尿 環境政策課

し尿汲み取り

市の許可を受けた下記の業者が行っています。し尿の汲み取りは、業者に直接、依頼してください。

・許可業者

(有)環境処理センター [電話 0745(62)1919]

浄化槽

浄化槽は正しく維持管理しないと、悪臭や河川・海を汚す原因となります。適正な管理を行い、河

川や海の水をきれいにしましょう。

浄化槽の設置等

浄化槽を設置したとき、使用しなくなったときなどは、奈良県景観環境保全センター[住所 桜井市粟殿1000/電話 0744(43)3414]へ届け出てください。

浄化槽の清掃

浄化槽は、微生物の力によって汚水を処理するため、年1回以上の清掃をすることが法律で義務づけられています。市許可業者に依頼してください。

・許可業者

(有)環境処理センター [電話 0745(62)1919]

浄化槽の保守点検

浄化槽は清掃の他に年3~4回の保守点検が必要です。専門的な技術が必要ですので、県知事の登録を受けている保守点検業者に依頼してください。

お問い合わせは、奈良県景観環境保全センター[住所 桜井市粟殿1000/電話 0744(43)3414]

お願い

汲取り口や浄化槽のマンホール付近に物を置かないでください。

植木や雑草が覆い被さると作業の妨げになりますので、剪定や雑草の除去をお願いします。

下水道 都市整備課

公共下水道の利用について

下水道が整備されている区域では、道路に"ごせしおすい"と表示されたマンホール蓋があります。住まいの場所に下水道が供用開始されているかは下水道課へお問い合わせください。下水道を利用するためには、宅内の工事および排水設備等計画確認申請書など各種届け出が必要です。

下水道の受益者分担金制度

排水分担金は、公共下水道管整備工事の費用の一部にあてるためにみなさんに一回限り負担していただくものです。排水分担金の金額は1世帯につき7万円です。それぞれ敷地内の排水設備を公共下水道に接続するとき(排水設備の確認申請書提出時)に納めていただきます。

水洗トイレへの改造

お住まいの地域で下水道の工事が完了し、汚水の処理ができるようになると、できる限り早く宅内に排水設備を設けて、下水道に接続しなければなりません。

市が設置した「公共ます」までの宅内の排水設備工事は、個人の費用で行っていただきます。

宅内の排水設備工事とは

- ・くみ取りトイレを水洗トイレに改造する工事
- ・し尿浄化槽・合併浄化槽を取り壊す工事
- ・汚水、生活雑排水を公共マスに流すための宅内配水工事

下水道に雨水を流すことはできません。宅内排水管は、汚水管と雨水管を別々にしてください。

台所、浴室、洗面所、洗濯場などの汚水は6か月以内に排水設備の工事を行ってください。

くみ取り便所の場合は、3年以内に水洗トイレに改造しなければなりません。

水洗化工事（排水設備工事）は、御所市指定の排水設備工事業者でないといけないと条例で定められていますので、必ず御所市指定の排水設備指定工事店へ依頼してください。

排水設備指定工事店については、下水道課へお問い合わせください。また、御所市のホームページにも掲載しています。（<http://www.city.gose.nara.jp/>）

工事の完了検査について

宅内の工事が完了したときは、指定工事店を通じて「排水設備等工事完了届」「公共下水道使用開始届」を提出してください。完了検査の日程をお知らせしますので、検査日には立ち会いをお願いします。

水洗化工事に対する貸し付け

公共下水道が使える区域で、くみ取り便所やし尿浄化槽を水洗便所に改造する人に、工事費の貸し付けを行っています。

貸付金額など

60万円以内で無利息、60か月以内の均等償還です。

貸付条件

処理区域内に建物があり、市税を滞納していないこと。市内居住の連帯保証人が1人必要です。

下水道使用料について

公共下水道施設の維持管理にかかる費用の一部には下水道使用料があてられています。

水道水のみを使用している場合は、その使用量を汚水排出量とみなして算定します。井戸水を使用している場合は別に算定します。

使用料は、1ヶ月ごとに水道料金と同時に納めていただきます。

井戸水を使用している場合も使用料を納めていただきます。

お支払いは、便利な口座振替制度（水道料金と下水道使用料を併せて納付となります）をご利用ください。

井戸水使用の人は、転居・人数などの変更があった場合はご連絡ください。

お知らせとお願い

道路でのマンホールの段差などを発見したときは、下水道課までお知らせください。

天ぷら油や野菜くずなどを流さないでください。石けんと油が化合して固まり、排水管内でつまったり、処理場の機能が低下します。

水洗トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。水に溶けない紙や生理用品、タバコやガムなどを流すとつまるの原因になります。

宅地内で排水管や水洗トイレがつまるなど、故障

の場合は御所市排水設備工事指定店にご相談ください。

水道 水道局

水道の使用について

水道の使用を始めるとき・止めるときは、事前に水道局へ開栓または閉栓の連絡をお願いします。

水道料金は、毎月検針（メーター指数）毎月請求しています。

1か月分の水道料金は、前回検針日から当月の検針日までの使用水量を翌月に請求させていただきます。（検針日は地区により異なります）

料金の支払いは、便利な口座振替をお願いします。

（取扱金融機関）

南都銀行・近畿大阪銀行・奈良県農業協同組合・大和信用金庫・近畿労働金庫 各本支店、郵便局

お問い合わせは、御所市水道局 [電話 0745(62)1591] へ。

教 育

学校教育課

市立学校(園)一覧・・・30ページに一覧を掲載

市立学校への就学・転学など

就学時の健康診断

翌年4月に小学校に入学する幼児を対象に、就学前の健康診断を実施しています。対象者には通知書を郵送でお知らせします。

市立小・中学校への入学

保護者に就学(入学)通知を郵送します。

市外からの転入学

市民課で転入手続きをした後で、異動連絡票を教育委員会学校教育課に提出してください。

転入通知書を発行します。転入通知書を指定された学校へ提出してください。

市外への転学

市民課で転出の手続きをした後で、異動連絡票を教育委員会学校教育課に提出してください。

転出通知書を発行します。転出通知書を当該児童生徒の通学している学校に提出してください。

市内で転居して学校が変わるとき

市民課で転居手続きをした後で、異動連絡票を教育委員会学校教育課に提出してください。

転出通知書と転入通知書を発行します。

転出通知書を当該児童生徒の通学している学校に提出してください。

転入通知書は指定された学校へ提出してください。

保護者・氏名等に変更があったとき、校区内で転居(住所変更)したとき

教育委員会学校教育課で、変更手続きをしてください。

高等学校等入学支度金給付制度

人権教育課

高等学校等入学支度金給付制度は、憲法に保証する教育の機会均等に基づき、勉学の意欲がありながら経済的な理由で修学が困難な生徒の高等学校・高等専門学校・中等教育学校(後期課程)、盲学校、ろう学校、養護学校高等部または専修学校(高校課程)(以下『高等学校等』という)への進学を容易にすることを目的として、支度金を給付します。

対象

御所市高等学校等入学支度金(以下『入学支度金』という)は、御所市に在住する人で、新規に高等学校等に入学し、次のいずれかの要件に該当する人に対して給付します。

1. 奈良県高等学校等奨学金「修学支援奨学金」の貸与を受けている人
2. 奈良県高等学校等奨学金「育成奨学金」の貸与を

受けている人で、世帯全員の収入額合計が生活保護基準額の1.5倍以内の人

3. 奈良県生活福祉資金「修学資金」の貸与を受けている人(支度費のみの貸与をは除く)で、世帯全員の収入額合計が生活保護基準額の1.5倍以内の人

4. 奈良県母子・寡婦福祉資金「修学資金」の貸与を受けている人(支度費のみの貸与をは除く)で、世帯全員の収入額合計が生活保護基準額の1.5倍以内の人

申請の手続き及び給付ほか詳しくは、お問い合わせください。

坂本奨学金給付制度

人権教育課

坂本奨学金給付制度は、御所市在住の坂本清信氏(故人)から「勉学の意欲がありながら経済的理由で就学困難な生徒の進路保障に役立ててほしい」と寄附があり、これを受けて本市で「坂本奨学金」として給付するものです。

対象

高校や高等専門学校、短大、4年制大学などへの進学が経済的な理由で困難な生徒(市・県民税非課税世帯)

給付額

大学生(短大を含む) 新1年生 ...月額2万円

高校 新1年生 など...月額1万5千円

申請の手続き及び給付ほか詳しくは、お問い合わせください。

税 金

おもな市税 税務課

個人市民税

1月1日現在の住所地において、前年中の所得に対し課税されます。毎年3月15日までに、市役所へ申告書を提出してください。

なお、税務署に確定申告書を提出した人と、勤務先（給与支払者）から市役所へ給与支払報告書が提出される人で給与以外に所得のない場合は必要ありません。

固定資産税

1月1日現在、市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有する人に対し課税されます。

したがって、1月2日以後に固定資産を新たに所有（売買・取得・新築・増改築など）したことに伴う課税は、翌年度（翌年1月1日基準）からです。

また、固定資産税についての情報開示として、「縦覧」や「閲覧」の制度があります（詳しくは、お問い合わせください）。

都市計画税

1月1日現在、市内の市街化区域に土地・家屋を所有する人に対し課税されます。

固定資産税と併せて通知します。

軽自動車税

4月1日現在の軽自動車の定置場において課税されます。

軽自動車とともに御所市に転入してきた人は変更手続きをしてください。

なお、4月2日以後に転入（登録変更）の場合は、本市での課税は、翌年度（翌年4月1日基準）からです。

<変更手続き>

軽自動車の種類	変更手続き場所	必要なもの
原動機付自転車 (125cc以下)	御所市役所 税務課	廃車証明書 または譲渡証明書 印鑑
軽自動車	軽自動車検査協会奈良事務所 (大和郡山市)	必要なものは、お問い合わせ下さい。 0744-58-3018
軽二輪車 (126～250cc)	近畿運輸局 奈良運輸支局 (大和郡山市)	必要なものは、お問い合わせ下さい。 050-5540-2063
二輪の 小型自動車 (251cc以上)		

国民健康保険税

国民健康保険の被保険者である世帯主に対して、世帯分が課税されます。世帯主自身が勤務先の健康保険に加入していても、世帯の中で国保加入者がいれば、世帯主に国民健康保険税が課税されます。

なお、国民健康保険加入の届け出が遅れると、加入時までさかのぼって負担しなければなりません。

届け出は速やかに行ってください。

【資格の取得・喪失】		
異動理由	国保資格異動日	課税の発生・消滅
他市町村から 転入	転入日から取得	取得した月から課税 (日割り計算はしません)
退職等による 他保険脱退	退職等脱退日の翌日から取得	喪失した前月まで課税 (喪失月はかかりません)
他市町村へ転出	転出日に喪失	
就職等による 他保険加入	就職等加入日の翌日に喪失	

市税の納付 収税課

市税は、御所市の大切な財源です。

納期限内に必ず、忘れずに納めましょう。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市県民税			1期		2期		3期		4期			
固定資産税	1期			2期		3期		4期				
軽自動車税	定期											
国保税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

納税は便利な口座振替をご利用ください!

市税・国民健康保険税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

預金口座から自動的に払い込まれるので、納め忘れがありません。

納期ごとに市役所や金融機関に出向く必要がなくなります。

一度手続きをすると、翌年度以降も自動的に継続されます。

振替日の前には、必ず残高をご確認ください。

<手続き方法>

「口座振替依頼書」に必要事項を記入して申し込んでください。(銀行届出印・通帳・納付書が必要)

手続きは、市内の金融機関、または収税課で受け付けています。

税務証明 税務課・収税課

税に関する各種の証明書は、税務課(納税証明のみ収税課)で発行します。申請者の印鑑が必要です。

また、代理人の場合は、委任状も必要です。

	種類	内容	手数料 (1通)	窓口
市民税関係	課税証明	住民税の課税	300円	税務課
	非課税証明	住民税の非課税		
	扶養証明	親族の扶養		
	所得証明	所得		
	営業証明	営業		
資産税関係	公課証明	資産の課税	1,300円	
	評価証明	資産の評価額		
	住宅用家屋証明	登録免許税の軽減対象住宅であること		
納税	納税証明	納税済みであること	300円	収税課

市営・県営住宅 建築課

市営住宅の入居者募集について

住宅課では市営住宅の入居者の募集を随時行っています。募集時には市広報紙「広報ごせ」、市ホームページでお知らせします。

県営住宅の入居者募集について

県営住宅の空家募集は、2月、5月、8月、11月に定期的に行われ、各募集月の1日から申込用紙が配布されます（住宅課にも備え付けています）。

コミュニティバス 管財課

コミュニティバス「ひまわり号」は、料金100円（小学生以下無料）でどなたでもご利用いただけます。

＜運行コースと主な停留所＞

西コース	
外回り	近鉄御所駅 市役所 幸町 池之内 名柄 かもきみの湯 高天口 榎 原 老人福祉センター 元町 近鉄 御所駅
内回り	近鉄御所駅 元町 老人福祉センタ ー 榎原 名柄 高天口 かもきみ の湯 名柄 池之内 幸町 市役所 近鉄御所駅
東コース	
老人福祉 センター行	新田 かもきみの湯 朝町 吉野口 駅 今住 郡界橋 柳原 市役所 近鉄御所駅 老人福祉センター
かもきみの湯 行	老人福祉センター 近鉄御所駅 市 役所 柳原 郡界橋 今住 吉野口 駅 朝町 かもきみの湯 新田

人権 人権教育課

人権尊重のまちづくり

毎月11日は「人権を確かめあう日」

1965（昭和40）年8月11日に、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」とした、同和対策審議会答申が出されました。

奈良県下の市町村では、この日を記念して1989（平成元年）から「毎月11日は人権を確かめあう日」と設定し、人権侵害を許さない社会的雰囲気、あらゆる形態の差別撤廃の環境醸成に向け啓発活動を実施しています。

御所市においても、毎月11日に市内広報活動を実施し、毎年4月11日には記念集会を開催しています。

差別をなくす強調月間

部落差別により生み出された同和地区の劣悪な生活環境の改善と、そこから生じた偏見や差別の解消を目的として「同和対策審議会答申」が出され、それを具現化するために1969（昭和44）年7月10日に同和対策特別措置法（特措法）が制定されました。

奈良県では、1972（昭和47）年に「特措法」が制定された7月10日前後の一週間を「差別をなくす週間」として同和問題解決への取り組みが始まりました。

そして、1974（昭和49）年に「差別をなくす月間」とし、1981（昭和56）年より『差別をなくす強調月間』となり、毎年7月の強調月間には県内各地で差別撤廃の行事や活動に取り組んでおり、御所市においても「差別をなくす市民集会」を開催しています。

人権週間

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を遵守し確保するため、世界のすべての人々とすべての国々とが達成すべき共通の目標として、1948（昭和23）年の第3回国連総会において採択された12月10日を「人権デー」と定め、人権擁護活動の推進を呼びかけています。

日本においては、この「人権デー」を最終日とする一週間（12月4日から12月10日まで）を「人権週間」と定め、世界人権宣言及び人権デーの意義を訴えるとともに人権意識の高揚を図っています。

御所市においても人権週間中の啓発行事として講演会を開催しています。

女と男の集い

男女共同参画週間（6月23日～29日）の啓発活動のなかで、御所市民の方々に男女共同参画に参加していただき、講演などをおして意識改革の向上に努めています。

人権相談

毎月第1・第3木曜日、アザレアホールにおいて午後1時から午後4時まで人権擁護委員による人権相談を開設しています。《1月の第1木曜日は除きます。》

相談は無料で、秘密は守られます。

お気軽にご相談ください。

女性法律相談

偶数月第2週目の火曜日、御所市人権センターにおいて（休館日の場合変更有り）午後1時30分から午後4時30分まで女性弁護士（奈良弁護士会）による相談を無料で行っています。日常生活で人に相談できず、悩んでおられる市民の方（女性優先）はぜひお気軽にご利用ください。

相談は無料で、秘密は守られます。

予約制で一人30分までとなります。

選挙 選挙管理委員会事務局

選挙人名簿の登録について

満20年以上の日本国民で、御所市に住民票が作成されてから引き続き3か月以上経過した人は、御所市の選挙人名簿に登録される資格を有します。

選挙人名簿の登録には、毎年3月、6月、9月、12月の各1日現在で登録する定時登録と、各選挙執行の際、告示日の前日現在で登録する選挙時登録があります。

すなわち、転入届の日から3か月を経過した後、最初の登録基準日に要件を満たしている人が登録されることになります。

詳しくは、お問い合わせください。

情報公開 総務課

職員が職務上作成、取得した行政文書（情報）を市民のみなさんの求め（閲覧や写しの交付請求）に応じて、公開する制度です。これにより公正で開かれた市政運営を進めます。

開示請求方法等詳しくは、お問い合わせください。

個人情報 総務課

市が持っている個人情報の取り扱いについて必要なルールを定め、また市民が自分に関する個人情報（氏名、住所、生年月日等）を監視し、開示を請求したり、誤っている場合に訂正を請求したりすることのできる権利を保障する制度です。

開示請求方法等詳しくは、お問い合わせください。

広報・広聴 人事課

まちづくり出前トーク

市の職員が市内の学習団体等の学習会に講師として出向き、市政に関する学習会を行うものです。市政に対して理解を深めていただき、みなさんとともによりよいまちづくりをめざします。

メニュー・申し込み方法等詳しくは、お問い合わせください。

なお、この出前トークは、市の行政施策の説明やまちづくりの意見を交換することが目的です。苦情や要望をお伺いするものではありませんので、趣旨をご理解のうえ、ご利用ください。

市広報紙「広報ごせ」

毎月1回発行しています。

各世帯へは、自治会などを通じて配布しています。また、市役所をはじめ公共施設等にも置いている

ほか、市のホームページ内にもPDF版を掲載しています。

ホームページ

市の各種情報を発信しています。市広報紙「広報ごせ」のバックナンバーや観光情報、県内他自治体へのリンク集なども掲載しています。

また、問い合わせ用フォームで、各種の問い合わせをしていただくこともできますので、ご利用ください。なお、原則として、担当部局課から電子メール等で返信させていただきますが、内容によっては、お答えできない場合があります。

ホームページアドレス

<http://www.city.gose.nara.jp/>

観光情報 企画観光課

ホームページ

市の観光情報を発信しています。寺社仏閣、おすすめポイント等を写真つきで案内しています。

ホームページアドレス

<http://goseshikankou.jp>

公共施設等一覧

市役所（本庁）

電話番号 0745(62)3001
所在地 〒639-2298
御所市1番地の3

執務時間 : 午前8時30分～午後5時15分
休み : 土・日曜日、祝日、年末年始<12月29日～1月3日>
ファックス : 0745(62)5425
ホームページ : <http://www.city.gose.nara.jp/>
電子メール : info@city.gose.nara.jp

市外局番は 0745

水道局

電話番号 (62)1591
所在地 櫛羅2055番地

クリーンセンター

電話番号 (66)1087
所在地 栗阪293番地

産業振興センター

電話番号 (62)1688
所在地 元町1番地の1

いきいきライフセンター

電話番号 (62)3001
所在地 774番地の1

老人福祉センター

電話番号 (62)2441
所在地 櫛羅1281番地

介護予防センター

電話番号 (67)0964
所在地 戸毛1032番地

こども家庭相談センター

電話番号 (62)4512
所在地 幸町188番地の2

人権センター

電話番号 (65)2210
所在地 柏原235番地

青少年センター

電話番号 (67)1896
所在地 戸毛979番地の1

学校給食センター

電話番号 (62)0879
所在地 東寺田64番地の1

文化財事務所

電話番号 (60)1608
所在地 室102番地

中央公民館

電話番号 (62)1681
所在地 元町382番地の1

葛公民館

電話番号 (67)1896
所在地 戸毛979番地の1

市民会館

所在地 三室111番地
(休館中)

図書館

電話番号 (65)2580
所在地 13番地

文化ホール

電話番号 (65)2580
所在地 13番地

市民運動公園

電話番号 (66)2052
所在地 朝町1337番地

休日応急診療所

電話番号 (65)1416
所在地 774番地の1

葛城公園

電話番号 (62)3001 (管財課)
所在地 1番地の15 (市役所北側)

火葬場

電話番号 (62)3001 (市民課)
所在地 203番地

保 育 所 ・ 学 校 等

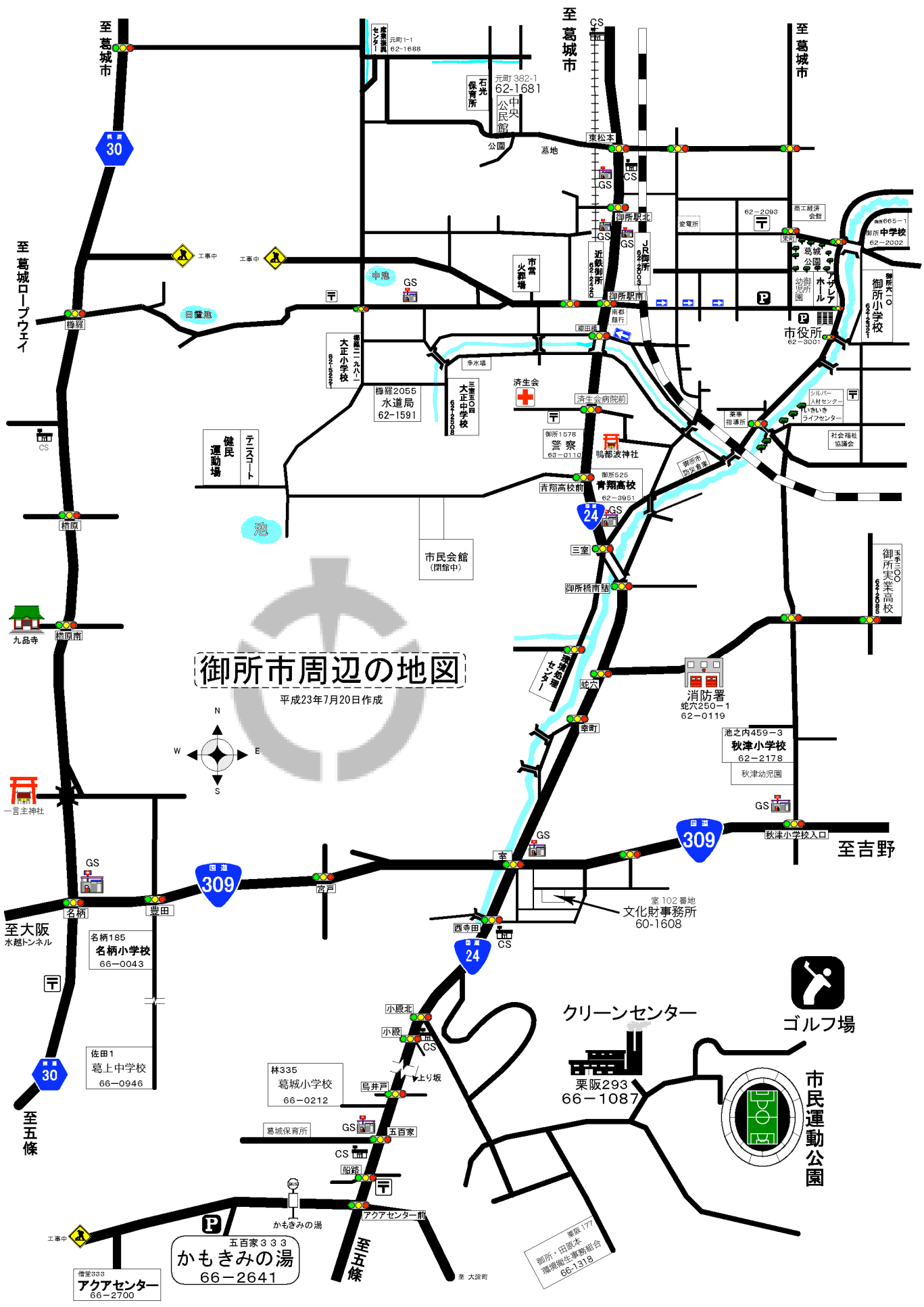
施設名	電話番号	所在地
(保育所)		
掖上保育所	(62) 4332	東寺田54番地
葛城保育所	(66) 0080	五百家75番地
石光保育所	(62) 4330	元町275番地の1
小林保育所	(62) 3910	小林340番地の1
幸町保育所	(62) 2598	幸町43番地
第一葛城学園 <私立>	(63) 0338	柏原716番地
恵愛保育所 <私立>	(66) 0022	増355番地
(幼稚園)		
大正幼稚園	(62) 5060	櫛羅2190番地
葛カトリック幼稚園 <私立>	(67) 0409	戸毛54番地の3
(幼児園)		
御所幼児園	(62) 2322	1番地の9
秋津幼児園	(62) 4331	室484番地の1
(小学校)		
御所小学校	(62) 2321	610番地
秋津小学校	(62) 2178	池之内459番地の3
掖上小学校	(62) 2149	東寺田55番地
葛小学校	(67) 1448	樋野270番地
葛城小学校	(66) 0212	林329番地
名柄小学校	(66) 0043	名柄185番地
大正小学校	(62) 5221	櫛羅2198番地の1
(中学校)		
御所中学校	(62) 2002	665番地の1
葛中学校	(67) 0108	樋野270番地
葛上中学校	(66) 0946	佐田1番地の1
大正中学校	(62) 2508	三室206番地の1

そ の 他 施 設 等

施設名	電話番号	所在地
御所学童保育所	(62) 4340	35番地
秋津学童保育所	(63) 3773	室102番地の2・104番地の2
葛城学童保育所	(66) 2100	栗阪215番地
葛学童保育所	(67) 0965	戸毛1035番地の1
掖上学童保育所	(62) 0052	柏原235番地
大正学童保育所	(62) 6120	櫛羅2198番地
健民運動場 (生涯学習課)	(62) 3001	櫛羅1964番地
市民運動場 (生涯学習課)	(62) 3001	池之内1094番地

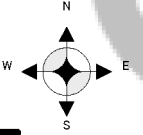
市 役 所 以 外 の 施 設 等

施設名	電話番号	所在地
社会福祉協議会	(62) 3001	760番地の3
シルバー人材センター	(63) 2119	774番地の1
かもきみの湯	(66) 2641	五百家333番地
高田警察署御所警察庁舎	(63) 0110	1573番地
御所消防署 (中和広域消防組合)	(62) 0119	蛇穴250番地の1
国民宿舎葛城高原ロッジ	(62) 5083	櫛羅2569番地 (葛城山上)



御所市周辺の地図

平成23年7月20日作成



五百家333
かもきみの湯
66-2641

アควアセンター
66-2700

栗坂177
御所・田原本
環境衛生事務所
66-1318



市民運動公園

ゴルフ場

クリーンセンター
栗坂293
66-1087

室102基地
文化財事務所
60-1608

池之内459-3
秋津小学校
62-2178
秋津幼稚園

消防署
北六250-1
62-0119

市民会館
(閉館中)

梅野2055
水道局
62-1591

大正小学校
62-2981

健康
運動場
テニスコート

九品寺

一言主神社

至大阪
水越トンネル

名柄185
名柄小学校
66-0043

佐田1
葛上中学校
66-0946

林335
葛城小学校
66-0212

葛城保育所

五百家

アควアセンター前

かもきみの湯

大洞町

小殿北
小殿

馬井戸
上り坂

五百家

アควアセンター前

かもきみの湯

大洞町

大洞町

このガイドブックに記載している内容は、発行時のものです。
また、各制度や手続きなどの概要を記載したものですので、
ご不明の点など、詳しくは担当までお問い合わせください。

市民ガイドブック（御所市）

平成 24 年(2012 年)5 月 発行

編集発行 御所市企画開発部企画観光課